

委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
- （本業務における特記仕様事項を記載）

舗装修繕設計業務特記仕様書

(委託業務の目的)

徳島県南部総合県民局 那賀庁舎が管理する一般国道 195 号のアスファルト舗装において、現地測量と CBR 試験（現況路床土の支持力評価）をもとに舗装修繕設計を行う。

(業務内容)

主な業務内容を次のとおり実施するものである。

- (1) 設計協議
- (2) 現地測量
- (3) CBR 試験
- (4) 舗装修繕設計

(舗装修繕設計)

1. 設計計画

設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

2. 現地踏査

対象区間の現地踏査を行い、舗装修繕を行う区間を決定する。

- 1) 対象区間において現地を確認し、舗装路面状態の把握と写真撮影を行う。

舗装修繕区間については、現地踏査結果及び配布する路面性状調査結果を基に、監督員と協議を行い決定する。

- 2) 本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督員と協議して定めるものとする。

3. 設計計算

- 1) アスファルト舗装の構造計算

現地踏査の結果及び交通量（道路センサス一般交通量調査箇所別基本表）現況舗装構成・路床土の CBR 試験結果を基に舗装構成を決定する。

- (1) 既存舗装の評価
- (2) 設計条件の設定
- (3) 修繕工法（舗装構成含む）の選定
- (4) 舗装構造計算

なお、舗装設計においては、以下の要綱による。

- ・舗装の構造に関する技術基準・同解説、舗装設計施工指針、日本道路協会
- ・舗装設計便覧、舗装施工便覧、日本道路協会
- ・舗装性能評価法、日本道路協会
- ・舗装再生便覧、日本道路協会

4. 設計図

1) 平面図

現地測量による平面図（縮尺 1/500）を使用する。施工延長、舗装幅員・面積、区画線、マンホール調整等の箇所を明示するものとする。

2) 舗装展開図

舗装展開図の縮尺は、監督員と協議を行い決定する。

3) 標準横断図・舗装構成図

標準横断図は原則として、設計区間ごととし横断幅は道路幅員相当とする。

5. 数量計算

数量計算は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、工種別、区間別に取りまとめるものとする。

6. 照査

7. 報告書作成